

ケアマネジメント類型別 サービス併用時の運用について

類型	複数サービス併用時の運用
<p>ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定事業者以外のサービスを併用する場合、ケアマネジメントAのプラン帳票にサービスを記載する。(ケアマネジメントB・Cのプラン帳票の追加作成は不要。) 指定事業者以外のサービスの必要性、開始時期・終了時期について記録する。</li> <li>2. ケアマネジメントAのプラン作成後に、指定事業者以外のサービスを追加の場合、作成済みのプラン帳票に該当サービスを追記し、サービスの必要性、開始時期・終了時期について記録する。プラン変更によるサービス担当者会議の開催は不要。</li> <li>3. 指定事業者以外のサービスを併用中に指定事業者のサービスを終了する場合、高齢者総合相談センターに連絡し、評価を行う。評価の結果ケアマネジメントが不要なら終了し、変更の場合は利用するサービス種別に応じてケアマネジメント類型を変更する。</li> </ol>
<p>ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 期間内にケアマネジメントC該当サービスを追加の場合、作成済みのプラン帳票に該当サービスを追記し、サービスの必要性及び開始時期を記録し、プラン変更は不要。</li> <li>2. 短期集中サービス終了月に行う評価の結果、必要なサービスがあればケアマネジメント類型を変更し、サービス不要であれば終了する。</li> </ol>
<p>ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他のケアマネジメント類型でプラン作成中の方が住民主体サービス等を併用する場合は、作成済みの様式に該当サービスを追記し、サービスの必要性、開始時期を記録し、プラン変更は不要。</li> </ul>